

利用者のための ライドシェアへ

八田達夫

アジア成長研究所 理事長

「利用者の観点」からの検討を

- ライドシェアをどのような規制の下で導入するかは、「利用者」の観点から検討されるべき。
- 市場メカニズムと規制とを適切に組み合わせる。

神奈川方式

神奈川方式のメリット:

- ① タクシー会社の運転手不足を一般ドライバーの活用で補える。
- ② 利用者にとって、タクシー会社が一般のドライバーを管理することで安心感が得られる。

神奈川方式は、実質的には、
ドライバーの確保に苦しむタクシー業界への救済策と同等。

神奈川方式の問題点

- 世界標準のライドシェアと比べ、以下の問題点がある。
 - 第1に、**利益相反**が発生する。
 - 第2に、既存のタクシー会社がライドシェアを運営すれば、世界標準のライドシェアの大きな特徴である**ダイナミック・プライシング（DP）**が採用されにくくなる。
- 神奈川方式は、利用者からタクシーとライドシェアという異なるサービスの選択権を奪う。
- **利用者にとって世界標準の利便性向上は実現しない可能性が高い。**

解決の方向性

具体的には、以下の施策を進めるべきである。

- a. **ライドシェア法制の整備**を早急に進め、ライドシェア事業者の許認可などの制度を創設すべきである。必要な管理能力を有する新規法人の参入を促進しなければならない。
- b. 現在タクシー運転手の不足が特に深刻な地域については、全国を対象とした法整備を待たず、**現行法の78条の3を活用して、暫定措置として、地域を限定し、緊急にライドシェアの導入を進める**べきである。その際、地域の既存のタクシー会社のみではなく、新規参入のタクシー会社の参入も認めるべきである。

新施策の規制の柱

- これらの新施策を講じるに当たっては、次の規制を柱にすべきである。
 - a. 事故時の賠償保険等についてライドシェア事業者が責任を持つ。
 - b. 料金の設定についての透明な情報公開を、事業者に義務付ける。
 - c. 係争に関する苦情処理機関を置く。
- これらの解決策によって、ライドシェアを利用者にとって最も望ましい形で導入できる。